

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	川西町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&so_cd2=10&

執行機関名 川西町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	子ども医療費助成事業に関する事務
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		川西町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月川西町条例第29号)別表第1第38の項 子ども医療費助成事業に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第1条	川西町子ども医療費助成条例(昭和48年10月川西町条例第16号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>乳幼児又は小児（以下「子ども」という。）を養育している者に対し当該子どもに係る医療費の一部を助成し、もって子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		川西町子ども医療費助成条例（昭和48年10月川西町条例第16号） 川西町子ども医療費助成条例施行規則（平成26年3月川西町規則第3号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	川西町子ども医療費助成条例第4条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	川西町子ども医療費助成条例第4条に規定する医療費の助成の対象となる子どもであることを示す証明書の交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	川西町子ども医療費助成条例施行規則第2条第2項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。）に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者に係る道府県民税及び市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

備考	
----	--